

## 第23回入善町農業委員会議事録

令和4年6月2日午後1時30分から第23回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 15名

2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	

欠席委員 2名

1番 五十里 章          18番 長原 均

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第89号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。

先日、国会議員に対する要請会及び全国農業委員会会長大会が、3年ぶりに東京で開催されました。人・農地プランの法定化により、10年後の地域の姿の素案を作成することとなりますが、この業務は農業委員会だけでは大変かと思っています。また、これからは多様な農業者で農地を担っていかうという考えから、農地法3条の下限面積要件が廃止されます。他の許可要件を満たす必要ももちろんありますが、譲受人が農地を耕作していけるかどうかの判断が、難しいところです。このように、農業委員会の業務の負担増が心配される点について、要請してまいりました。

それでは本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第23回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番永山委員と14番愛場委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。このうち申請番号1番の案件は、坪野委員に関係のある内容ですので、坪野委員は一時ご退席願います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請がありますが、まず申請番号1番についてご説明します。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町舟見〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は62㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の亡〇〇相続財産管理人〇〇さん、譲受人は、入善町下山〇〇の〇〇さんです。

申請地周辺の農地は、4月の農業委員会総会で、農地法3条により、今回同様譲受人の〇〇さんに所有権移転すべく審議をさせていただいたところです。申請地である舟見〇〇は、4月の時点では相続財産管理人を選任する手続きの最中でありましたが、この度手続きが完了したため、4月の案件に関連して、申請があったものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車です約10分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が25年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年50日にわたり従事していて、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、64,278㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を

満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

愛場委員

事務局の説明のとおりであり、相続財産管理人の選任手続きが済んだことから申請なされたとのことです。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

坪野委員は席にお戻りいただき、引き続き他の案件について審議いたします。

事務局

申請番号2番、農地の所在地は、入善町下山〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は117㎡です。

譲渡人は、魚津市友道〇〇の〇〇さんと石川県金沢市中屋〇〇の〇〇さん、譲受人は、愛知県小牧市大字久保一色〇〇の〇〇さんです。

この申請は、令和3年度から導入した、農地付き空き家制度を利用したものです。通常、農地を取得するには、取得後の経営面積が50アール以上となる必要がある、いわゆる下限面積要件がありますが、農業委員会が「空き家に付随した農地」として指定した農地については、別段の面積0.1アールが適用され、要件が緩和されることで、空き家と農地をセットで取得することが可能になります。

申請地は、令和3年8月に「空き家に付随した農地」として指定を受けております。よって、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件に関しては、別段の面積0.1アールが優先して適用されることとなります。

申請人には、入善町空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱に従いまして、通常の農地法3条許可申請書類のほか、「農地を5年以上継続して耕作する誓約書」及び空き家に居住することが確認できる書類として「空き家と農地の売買契約書」の写しを提出いただいております。

3条許可要件については、下限面積要件を除き通常と変わらないので、順に確認します。

農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号について、譲受人が経営する農地は取得予定地のみであり、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅のすぐ隣にあり、通作に支障は無いと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満た

すと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事する者が、年150日にわたり従事する予定で、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、別段の面積0.1aが優先して適用されることとなり、当該申請による農地取得後の経営面積が0.1aに達することが要件となりますが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、117㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、坪野委員にいただいております。

続きまして申請番号3番、農地の所在地は、入善町君島〇〇外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は7,765㎡です。

譲渡人は、入善町君島〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町東五十里〇〇の〇〇さんです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車ですら約5分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が20年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年60日にわたり従事して、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、22,973.01㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

坪野委員

申請番号2番については、事務局の説明のとおりです。申請地は昨年8月に「空き家に付随した農地」の指定を受けており、問題ないと思ひ確認印を押しました。以上です。

事務局

申請番号3番については、担当の五十里委員が欠席であるため、事務局が代わりにご説明します。この件は先月、譲受人の〇〇さんが、五十里委員のもとへ事情の説明にいらっしやり、聞き取りのうえ確認印を押していただいたとのことです。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第89号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第89号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は、入善町上野字八幡〇〇外3筆の計4筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は675.61㎡です。

譲渡人は入善町上野〇〇の〇〇さん。譲受人は、入善町上野〇〇の〇〇さんで、転用目的は「駐車場敷地」です。

申請者の〇〇さんは、既存の敷地にあった駐車場の一部に車庫を建築したため、既存の駐車場が手狭

になってきたことから、隣接地を購入して駐車場を拡張するため、今回の申請に至りました。

申請面積は駐車場として利用するために必要な面積と認められます。また雨水排水につきましては、申請地と既存地の間に設置の暗渠排水へ流す予定です。

申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内であり、農地の区分は第3種農地で、立地基準では、第3種農地の転用は原則許可であることから問題ないと考えます。

また、申請地は用途地域内にあるため、農振除外の手続きが不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は寺田委員に頂いております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

寺田委員

〇〇の社長が書類を持っていらっしゃいました。現場は譲渡人が耕作している土地で、周りには駐車場や資材置場があります。宅地化しても問題ないと思いましたが、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第89号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

総会の開催案内にも同封させていただきましたが、令和5年度の税制に関する要望（案）をお手元に配付しましたのでご覧ください。前回の総会でいただいた意見を取りまとめ、新たに、インボイス制度における負担軽減措置の要望について記載しました。また、農業経営基盤強化準備金制度及び機構へ貸し付けた場合の課税の軽減措置についても、引き続き継続されるよう記載しました。この内容について、ご意見があればお願いいたします。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

それではこの内容で決定といたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、お手元にお配りした県の農業施策に関する政策提案ですが、こちらは8月に県へ提出する必要があります。来月の総会にて、改めて協議をしていただきたく、今回はご参考までに昨年度の提案内容を配付しました。ご意見がございましたら、事務局までお知らせください。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

小林委員

今年の連携排砂について、排砂量を増やす検討がされていると聞いています。農作業をする予定にしても、突然水が入らなくなると困るので、排砂情報をできるだけ早く流していただき、排砂に対応できるような体制が作れないだろうかと思っています。できるだけ早めに、しっかり農業者に届くような情報の提供体制をとっていただけないかと、一農業者としてもお願いしたいところです。

事務局

現在の体制ですが、町としても、まず土地改良区から情報提供をいただいて、町の緊急情報メールに登録している方にはメール発信してお知らせしております。また、町に情報が入り次第、農協へもお知らせし、農協のメールシステムでも発信される体制になっております。

小林委員

例えばですが、確率の話で、近々雨が降りそうだという時に、排砂予報のようなものがあればと考えることがあります。前日にでも分かっていたら農作業において適切な対応ができる可能性がありますので、早め早めの体制を整えていただきたいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただいまのご意見については、土地改良区へ伝えていきたいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第23回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年7月7日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしく願いいたします。

(閉会 午後2時15分)